

田川市が所蔵する山本作兵衛氏炭坑記録画等の画像データ使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が所蔵する山本作兵衛氏炭坑記録画等（以下「記録画」という。）の画像データの使用（ビデオ、DVD、テレビ放映等を含む。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 記録画の画像データを使用しようとする者は、あらかじめ、山本作兵衛氏炭坑記録画等の画像データ使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可基準)

第3条 記録画の画像データの使用は、その使用目的が記録画の普及啓発又は教育の推進を図るものであることとする。

(使用の許可)

第4条 市長は、第2条による申請があったときは、内容を審査し、適当と認める場合は、山本作兵衛氏炭坑記録画等の画像データ使用許可書（様式第2号）により使用の許可を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、使用の許可をするに当たり、この要綱に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(画像の受渡し)

第5条 画像データの受渡し方法は、原則として、メールのデータ送信により行うものとする。ただし、画像データの容量が大きい場合は、CDその他の電磁的記録媒体による受渡しも可能とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像データを許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 再版、再放送、改訂、転用等に画像データを使用する場合は、新たに許可を受けること。
- (3) メールのデータ送信により画像データの提供を受けた場合、使用後は必ず画像データを消去すること。

(4) CDその他の電磁的記録媒体により画像データの提供を受けた場合、使用後は必ず当該電磁的記録媒体を返却すること。

(著作権者及び所蔵者の明示)

第7条 使用者は、記録画の画像データを使用する場合は、原則として「©Yamamoto Family」及び「田川市石炭・歴史博物館所蔵」と明示しなければならない。

(使用成果物の寄贈)

第8条 使用者は、記録画の画像データの使用により成果物が発生する場合は、当該成果物を2部本市に寄贈するものとする。ただし、2部の寄贈が困難である相当の理由が認められる場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、時事の事件の報道のために、新聞掲載及びテレビ放映等を行う場合は寄贈を不要とする。

(賠償の責任)

第9条 使用者は、メールのデータ送信による画像データを紛失及びCDその他の電磁的記録媒体で受渡した画像データを滅失又は損傷した場合は、これにより市に生じさせた損害の賠償をしなければならない。

(著作権)

第10条 使用者は、画像データを使用するに当たっては、必要に応じて著作権者の承諾を事前に得なければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

山本作兵衛氏炭坑記録画等の画像データ使用許可申請書

年 月 日

田川市長 殿

※1：個人で申請される場合は、氏名の欄のみ記入して下さい。

※2：法人等で申請される場合は、法人等名を記入し、氏名の欄には、代表者名を記入して下さい。

(申請者)

住 所

電話番号

(法人等名)

氏 名

印

(代表者名)

田川市が所蔵する山本作兵衛氏炭坑記録画等の画像データの使用について、田川市が所蔵する山本作兵衛氏炭坑記録画等の画像データ使用に関する要綱第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 使用目的	
2 使用画像	
3 点数	点
4 媒体の種類	データの送信 ・ CD-RW その他（具体的に：)
5 同意事項	(1) 申請した使用目的以外には、使用しません。 (2) 再版・再放送・改訂・転用等の場合は、改めて申請します。 (3) 画像には、著作権者及び所蔵者を明示します。 (4) 使用成果物を寄贈します。（時事の事件の報道に使用する場合を除く。） (5) 使用後は速やかに媒体を返却し、残った画像データについても、速やかに消去します。